

# 告 示

## 埼玉県告示第七百九十四号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十七年七月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

病院		撤回日
名称	所在地	
医療法人社団全仁会越谷北病院	埼玉県越谷市千間台西二丁目四番地六	平成二十七年六月三十日
医療法人社団協友会東大宮総合病院	埼玉県さいたま市見沼区東大宮五丁目十八番地	同右